

まんのう 農業委員会だより



第20号

令和5年3月1日発行



まんのう町で採れたブロッコリー

編集・発行

まんのう町農業委員会(まんのう町役場2階農林課内)
まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

ごあいさつ

まんのう町農業委員会 会長 中 浦 優



皆様には日頃より農業委員会活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本町農業委員会は、19名の農業委員と26名の農地利用最適化推進委員で活動しており、町の農地・農業を守る為、委員一同、農地利用の最適化の推進に向けて取り組んでおります。

昨年は穀倉地帯での紛争等により、小麦などの輸出が滞り食料の安全保障が脅かされ、さらに燃料や肥料等の農業資材の価格高騰により農家にとって苦しい年でありました。

また、農業経営基盤強化促進法が改正され、新たに農業に関する地域計画を策定することが求められており、地域の方々と座談会を行い策定に取り組んでいきたいと考えております。そのためには地域の農家の皆様と協力し、一体となって活動を進める必要があります。今後とも一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、未だにコロナ禍で厳しい状況が続いておりますが、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

農業者年金に加入しましょう！



● 農業者年金は農業者のための国民年金の上乗せの公的な年金です。

ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！

※国民年金第1号被保険者かつ年間60日以上農業に従事される方

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円の保険料の公庫補助**

ポイント

3

保険料は**全額社会保険料控除の対象**
など、生涯を通じて大きな節税効果！

詳しくは… <https://www.nounen.go.jp>



お問い合わせは、お近くのJA または農業委員会事務局まで

こんなときはご相談を

○農地の売買（農地法第3条）

農地を耕作する目的で農地のまま売買・贈与をする場合、農業委員会の許可が必要となります。

○農地の転用（農地法第4条・第5条）

農地を農地以外の用途（住宅・事業用地等）に転用する場合、農業委員会を経由して県知事の許可が必要となります。

○農地の貸借・解約（農地法・基盤強化促進法・機構法）

農地を耕作する目的で農地のまま貸借する場合、申請が必要となります。

貸借の解約の場合、解約書等の提出が必要となります。

※申請は**毎月5日まで**に農業委員会にご提出ください。



遊休農地の調査

毎年8月から10月にかけて農地の利用状況を調査しています。調査後、現に耕作されていない遊休農地の所有者に対して、農地利用の意向（貸付希望、耕作意思等）を確認しています。ご協力をよろしくお願いいたします。

農地の相続登記について

農地の所有者が亡くなると、法務局で相続登記を行う必要があります。相続登記をしないでいると、農地の売買や貸借、転用等の権利移動を行う際に様々な問題が生じます。将来のためにも早めに相続登記をしましょう。

農地の管理について

耕作がされていない農地では草や木が繁茂し、虫が発生したり野生鳥獣の棲み処になることもあり、近隣の方に被害が出る恐れがあります。所有者・耕作者等の方は、草刈り等の適正な管理をしていただきますようよろしくお願いいたします。また、畦畔についても同様に管理をお願いします。

農薬は周りに配慮し正しく使用しましょう

- ・ 散布は無風又は風が弱い時に行い、散布方法を工夫する等の飛散防止対策をし、周囲に危害を与えない！
- ・ 事前に周知するなどし、周囲の方への最大限の配慮と細心の注意を！

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

あなたがお住いの地域を担当している
農業委員・農地利用最適化推進委員に
お気軽にご相談ください



農業委員会は、農地の貸し借り、売り買い、
宅地などへの転用、その他農地や農業に
関することについて相談を随時受け付けて
います。

地区名	委員	氏名	電話番号	地区名	委員	氏名	電話番号
琴南地区	農業委員	雨霧 弘 造田	85-2648	満濃地区	農業委員	三原 俊雄 炭所東	79-2693
		山口 靖永 中通	84-2770			西村 登志子 炭所西	79-3095
		西岡 登士男 勝浦	84-2538			黒木 輝美 炭所西	79-2476
	農地利用最適化推進委員	中山 孝明 造田	85-2152			鈴木 多計士 長尾	79-2798
		宮川 竜次 造田	85-2776			高橋 豊文 吉野	79-2834
		小山 明男 中通	85-2951			松浦 功 岸上	73-3309
		松葉 隆司 勝浦	84-2721			栗田 美博 四條	73-4125
兼若 香寿美 川東	84-2259	中浦 優 吉野下	73-5029				
仲南地区	農業委員	林 一典 七箇	77-2667			近藤 茂義 東高篠	73-4364
		鈴木 勉 七箇	77-2292			赤股 誠司 公文	75-0169
		岩倉 節夫 帆山	78-3311			畑 正則 炭所東	79-3116
		白杵 慶幸 追上	57-6007			宮川 孝徳 炭所西	79-2581
		白川 清茂 佐文	73-4362			小野 貞文 炭所西	79-2459
	農地利用最適化推進委員	鈴木 雅人 七箇	77-2630			寺嶋 修司 長尾	79-3149
		松崎 智哉 七箇	77-2443	谷本 貴司 長尾	79-3071		
		三野 公宣 七箇		渡邊 壽孝 吉野	79-3437		
		山内 英幸 大口	77-2935	有信 隆雄 吉野	79-3431		
		増田 治 新目	77-2832	楠見 武士 真野	73-3867		
		増田 稔 山脇	78-3520	奈良 耕治 岸上	73-2877		
		近石 義則 買田	73-5376	近石 正明 四條	75-1772		
横関 敏則 佐文	73-5473	高鳥 義光 吉野下	75-0456				
				白川 豊明 羽間	73-5144		
				森浦 五男 西高篠	73-4474		



農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう

香川県農地機構は、離農者や規模縮小農家等から農地を借受け、規模拡大・新規就農等のために貸付け希望している方に貸付けます。

農林課に農地機構の農地集積専門員が駐在していますので、貸付・借受希望の方はご相談ください。

※借受の可否等は、農地の状況や借受希望等により異なります。



香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。

公益財団法人
香川県農地機構

〒761-8078
高松市仏生山町甲 263 番地 1
TEL(087)816-3955

全国農業新聞を読もう!!

「見やすい」
「分かりやすい」
紙面を追及して
週1回発行しています!

**全国農業
新聞**

◆発行日/毎週金曜日

◆購読料/月額 700 円 (税・送料込)

見本紙のご用命、購読のお申し込みはお近くの市町村農業委員会へ。

全国農業新聞ホームページからのお問い合わせや、メール (gyoumu@nca.or.jp) または FAX(03-3261-5132) でも受け付けています。



ホームページはこちら

ホームページアドレス ●
<https://www.nca.or.jp/shinbun/>



まんのう町賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料情報（10a 当たり）は、次表のとおりです。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、農地の貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

締結（公告）された地域名	地目	使用賃貸（賃貸料0円）筆数	賃貸借数	うち賃貸借の集計に用いた筆数	賃借料		
					平均額	最高額	最低額
琴南地区	田	65	43	39	3,800	5,000	2,600
	畑	1	1	0	—	—	—
満濃地区	田	733	140	136	5,700	10,000	1,200
	畑	2	1	1	—	—	—
仲南地区	田	151	60	53	6,700	10,000	3,000
	畑	26	12	11	3,600	10,000	3,000
合計	田	949	243	228	まんのう町平均 5,600		
	畑	29	14	12	3,500		

※1 算出の基になるデータについて、賃借料が昨年平均の170%を超えるもの及び30%未満のものについては除外しています。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。

農耕作業用自動車の届出について

道路運送車両法により小型特殊自動車の取り扱いになっている農耕作業用自動車（コンバイン、トラクター等で乗用装置付）の所有者等は、地方税法により軽自動車税の納税義務を負うこととなります。該当する車両を所有されている方は、「**軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書**」による届出が必要ですので、まんのう町役場税務課に提出して**標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。**

農耕作業用自動車の届出は、道路を走行することの有無に関係なく必要です。



【お問い合わせ先】まんのう町役場税務課 TEL.0877-73-0104